

## 公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団

### 「学術振興及び知識普及啓発事業 30 周年記念冊子」作成業務委託 仕様書

#### 1. 業務名

「学術振興及び知識普及啓発事業 30 周年記念冊子」作成業務委託

#### 2. 目的

木原記念財団学術賞の第 30 回開催を記念し、30 年間の振り返りと共に、若手研究者へのエール、木原均博士の業績（ゲノム説確立 90 年の年にもあたる）等の掲載により、木原記念財団学術賞の社会的意義を強くアピールする冊子とする。

木原財団の学術奨励事業を広く周知するツールとして機能するよう、配布先は幅広く想定している。（学校、大学、企業、行政機関等。）

研究の専門誌ではなく、誰もが手に取り、理解できる内容とする。

また、続いて 30 周年を迎える「木原記念こども科学賞」についてのページも併載し、木原財団の学術奨励事業の小学生から成年研究者までの一貫的な支援・顕彰活動の周知も計る内容とする。

#### 3. 履行期限

2022 年 4 月上旬

#### 4. 委託業務の内容及び納品物

受託者は、記念誌の企画・制作に際し、全ての業務を行う。

- (1) 本冊子の企画、取材、原稿作成、撮影、デザイン、編集、レイアウト、校正、印刷等を行う。撮影は取材者が行うことも可とする。
- (2) 学術賞の過去受賞者 3~4 名を取材・撮影する。取材対象者、質問内容等は委託者と協議のうえ選定する。
- (3) 冊子のサイズおよび材質、製本方法は企画内容により決定する。
- (4) ページ数は 24 ページ以上とし、コンテンツの企画により決定する。
- (5) 作成部数は 1,000 部とし、web でも公開可能な電子データと併せて納品する。
- (6) 表紙、裏表紙、本文ともにフルカラー印刷とする。
- (7) 一般市民がみても親しみやすく理解しやすい内容とする。

#### 5. 納品物

- (1) 冊子：1000 部
- (2) 電子データ：低解像度 PDF ファイル（web 掲載用）、高解像度 PDF ファイル

(画像解像度 300dpi 以上)、印刷用入稿データ (「Adobe Illustrator」に変換した入稿データ及び再編集可能な版下データ)

## 6. 納品先

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団

〒230-0045 神奈川県横浜市鶴見区末広町 1-6 横浜バイオ産業センター

## 7. 著作権の譲渡等

本件受託事業者は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条(複製権)、第 26 条の 2(譲渡権)、第 23 条(公衆送信権等)、第 26 条の 3(貸与権)、第 27 条(翻訳権・翻案権等)および第 28 条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を委託者に無償で譲渡するものとする。

## 8. その他事項

### (1) 業務の実施

- ・委託業務の実施にあたっては、委託者と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- ・本業務の実施にあたっては、柔軟に対応するものとし、委託者が求める事項は、最大限実現できるよう努めること。

### (2) 個人情報の取り扱い

当該業務の実施により知りえた個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

### (3) 委託料

本業務の実施に要する一切の経費は、委託料に含むものとする。また、本業務に要する費用は 2 回払いを可能とする。分割払いを行う場合は、着手金及び業務完了金とする。なお、着手金は委託金額の 1/3 までとし、実際の金額・支払期日は双方の協議により決定する。

### (4) 仕様変更

本件受託者はやむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議のうえ、承認を得ること。

### (5) 措置請求

- ①木原財団は、本仕様書に違反すると認められる場合、本業務の適正な実施につき著しく不相当と認められる場合、その他、木原財団と受託者との信頼関係に重大な影響を生じる、あるいは生じる恐れがあると認められる場合は、その理由を明示した文書により、受託者に対し必要な措置を講じるべきことを請求することができる。

②受託者は、上記の請求があった場合は、当該請求に係る事項について必要な措置を講じた上で、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、木原財団に対し文書により回答すること。

(6) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(7) 権利の帰属等

①本業務により作成された成果物のすべての著作権は、受託者が既に著作権を保有する著作物を除き、業務完了をもって木原財団に移転すること。

②受託者は、木原財団が許可した場合を除き、成果物に関する著作権者人格権を行使できないものとする。

③業務の実施において、第三者の権利に基づく許可等が必要な場合は、受託者において対応すること。

④成果物について第三者の権利侵害がないことを保証するとともに、第三者から権利の侵害の申し立てを受けた場合は、受託者の責任において解決すること。

(8) 業務の一括再委託の禁止

書面により予め木原財団の承認を受けた場合を除き、本業務の全部あるいは一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。

(9) 瑕疵担保責任

①受託者は、木原財団に納入した成果物の瑕疵について、製本完了後から起算して1年間、担保の責を負うこと。

②受託者は、成果物の瑕疵が受託者の故意又は重大な過失に基づく場合には、当該瑕疵を発見した日から起算して1年間、担保の責を負うこと。

③木原財団は、上記の期間中、瑕疵のある成果物について、受託者に相当の期間を定めて瑕疵の修正を請求し、又は修正させるとともに損害の請求をすることができる。

(10) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従うこと。

(11) その他

本仕様書に記載内容の疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。

9. 担当窓口

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団

事業企画部 渡部千代子

TEL : 045(502)4810 MAIL : kiharagakujutsusho@kihara.or.jp

以上